

公 示

道路運送車両法(昭和26年6月1日 法律第185号)第61条の2の規定により、当該事務所が所管している地域*に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が平成30年7月7日から22日までの車両について平成30年7月23日まで自動車検査証の有効期間を伸長するものとする。

記

倉敷市

平成30年7月9日

中国運輸局

岡山運輸支局長